

目安制度のあり方に関する全員協議会の再開に伴う 目安制度のあり方に関する検討の進め方について（案）

- 目安制度のあり方については、平成 7 年 4 月 28 日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、「今後概ね 5 年度ごとに見直しを行うことが適当」（ランク区分の見直しは 5 年ごと）とされているところであり、前回、平成 16 年 12 月に報告が取りまとめられたところである。
- これを踏まえて、平成 21 年 2 月 25 日の第 27 回中央最低賃金審議会において、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、目安制度のあり方に関する全員協議会（以下「全協」という。）の設置が了承された。
- その後、同日に第 1 回、同年の 3 月に第 2 回がそれぞれ開催され、検討事項の審議が行われた結果、
 - (1) 表示方法及びランク区分のあり方（ランク区分の見直しを含む。）
 - (2) 賃金改定状況調査等参考資料のあり方が検討事項とされ、4 月の第 3 回、6 月の第 4 回において、これらの検討事項について御審議をいただいたところである。
- 以上の経緯を踏まえ、第 5 回以降については、以下のように進めていくこととする。

1. 検討すべき事項について

- ・ 目安制度のあり方全般等について
- ・ 20 指標によるランク区分の見直し（振分け）について
- ・ 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について
- ・ 最低賃金と生活保護との乖離解消方法等について
- ・ その他

2. 検討期間

平成 22 年度中の取りまとめを目指す（詳細別紙）。